

邑楽町告示第79号

平成18年第1回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成18年5月15日

邑楽町長 久保田 文 芳

1. 期 日 平成18年5月19日

2. 場 所 邑 楽 町 役 場 議 場

3. 件 名

- 1 専決処分の承認を求めることについて
- 2 専決処分の承認を求めることについて
- 3 専決処分の承認を求めることについて
- 4 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 5 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約に関する協議について

○応招・不応招議員

○応招議員（19名）

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 後 藤 勝 子 議員 | 2 番  | 松 島 茂 喜 議員 |
| 3 番  | 加 藤 和 久 議員 | 5 番  | 小 倉 孝 夫 議員 |
| 6 番  | 金 子 正 一 議員 | 7 番  | 小 島 幸 典 議員 |
| 8 番  | 立 沢 稔 夫 議員 | 9 番  | 小 倉 修 議員   |
| 10 番 | 横 山 英 雄 議員 | 11 番 | 本 間 恵 治 議員 |
| 12 番 | 細 谷 博 之 議員 | 13 番 | 相 場 一 夫 議員 |
| 14 番 | 中 川 健 治 議員 | 15 番 | 桜 井 征 男 議員 |
| 16 番 | 青 木 久 議員   | 17 番 | 千金楽 幸 作 議員 |
| 18 番 | 松 原 市 祐 議員 | 19 番 | 新 島 正 議員   |
| 20 番 | 石 井 悦 雄 議員 |      |            |

○不応招議員（1名）

|      |          |
|------|----------|
| 21 番 | 大 野 栄 議員 |
|------|----------|

平成18年第1回邑楽町議会臨時会議事日程

平成18年5月19日（金曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第38号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 第 7 議案第39号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約に関する協議について

○出席議員（１９名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| １番  | 後 藤 勝 子 議員 | ２番  | 松 島 茂 喜 議員 |
| ３番  | 加 藤 和 久 議員 | ５番  | 小 倉 孝 夫 議員 |
| ６番  | 金 子 正 一 議員 | ７番  | 小 島 幸 典 議員 |
| ８番  | 立 沢 稔 夫 議員 | ９番  | 小 倉 修 議員   |
| １０番 | 横 山 英 雄 議員 | １１番 | 本 間 恵 治 議員 |
| １２番 | 細 谷 博 之 議員 | １３番 | 相 場 一 夫 議員 |
| １４番 | 中 川 健 治 議員 | １５番 | 桜 井 征 男 議員 |
| １６番 | 青 木 久 議員   | １７番 | 千金楽 幸 作 議員 |
| １８番 | 松 原 市 祐 議員 | １９番 | 新 島 正 議員   |
| ２０番 | 石 井 悦 雄 議員 |     |            |

○欠席議員（１名）

|     |          |
|-----|----------|
| ２１番 | 大 野 栄 議員 |
|-----|----------|

---

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 久 保 田 文 芳 | 町 長     |
| 石 井 征 彦   | 助 役     |
| 小 林 徳 義   | 総 務 課 長 |
| 小 島 哲 幸   | 税 務 課 長 |
| 諸 井 政 行   | 福 祉 課 長 |

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 田 口 茂 雄 | 事 務 局 長 |
| 飯 塚 勝 一 | 書 記     |

---

◎開会及び開議の宣告

○中川健治議長 ただいまから平成18年第1回邑楽町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

---

◎諸般の報告

○中川健治議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期臨時会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○中川健治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において横山英雄議員、本間恵治議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○中川健治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて

○中川健治議長 日程第3、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法等の一部が改正され、平成18年4月1日から施行されることに伴い、

呂楽町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分を行った次第であります。

なお、詳細につきましては、税務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 議員の皆様方のお手元に配付されています議事日程をごらんいただきたいと思います。上から6枚目ごろになるかなというふうに思いますが、そちらの方をお開きいただければというふうに思います。

呂楽町税条例の一部を改正する条例でございます。呂楽町税条例（昭和35年呂楽町条例第8号）の一部を次のように改正する。

まず、第24条の改正の部分でございますが、この部分につきましては、町民税の非課税の範囲を規定してある項目でございます。その後段の方に「17万6,000円」を「16万8,000円」ということでございますが、この部分につきましては、生活扶助基準額の変更に伴う引き下げの部分でございます。

次に、第31条、それから次の第51条につきましては、字句の整備等でございます。

次に、附則第5条の改正の部分でございます。この部分につきましては、町民税の所得割の非課税の範囲を規定してある項目でございますが、これも先ほど説明させていただいたとおり、生活扶助基準額の引き下げに伴いまして加算される金額が「35万円」から「32万円」に引き下げになる部分でございます。

次に、附則第10条の2の改正の部分でございます。この部分につきましては、固定資産税の減額等の規定を設けてある部分でございますが、その後ろに第5項としまして、新たに加わった項目がございます。この部分につきましては、住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の創設に伴うところによります規定を整備するものでございます。

次のページにお進みいただければというふうに思います。附則第10条から附則第11条の改正につきましては、上位法の改正に伴う項ずれ等によります字句等の整備ということで、ご了解を賜りたいと思います。

次のページになりますが、附則第12条の改正の部分でございます。この部分につきましては、固定資産税の課税の特例を規定してある項目でございますが、平成18年度が3年に1度の評価がえの基準年度に当たることから、固定資産税額を求める上における課税標準の考え方が変わってきて、それを改正する部分でございます。

まず、第1項の改正の部分でございますが、宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額はということから始まりまして、文章の途中に100分の5を乗じて得た額を加算した額というような形での改正になっております。この部分につきましては、前年度の課税標

準額に本年度の評価額の100分の5、ですから5%を加算した額を平成18年度から平成20年度の固定資産税の課税標準にするという改正内容になります。

次に、第2項の改正になります。この部分につきましては、前項の規定の適用を受ける住宅用地または商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度の宅地等調整固定資産税額はというところから始まりまして、文章の半ばあたりです、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額という規定になっています。この部分につきましては、住宅用地が評価額の80%を上回る場合、それから商業地等においては評価額の60%を上回る場合については、それぞれ80%、60%相当額を課税標準額とするという規定になります。

続きまして、第3項の改正の部分でございます。これも次のページの中ごろになりますけれども、10分の2を乗じて得た額というような表現があるかと思います。この部分につきましては、負担水準が20%を下回るような場合につきましては、新しい評価額の20%を課税標準として課税するという改正の内容でございます。

次に、第4項の改正でございます。新たに付け加わる部分でございますが、住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係るというような表現になっているかと思えます。ここの部分につきましては、負担水準が80%、0.8以上を超える部分につきましては、前年度の課税標準額をそのまま据え置きますというような改正の内容になります。

続きまして、第5項ですけれども、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係るというような表現になっているかなというふうに思います。この部分については60%、0.6、それから70%、0.7以下であれば、平成18年度以降の課税標準額は前年度の課税標準額に据え置くというような改正の内容になります。

次に、第6項の改正内容になります。商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係るというような表現になっているかと思えます。いわゆる商業地等の負担割合が70%を超えるものにつきましては、新評価額の70%で課税をするというような改正の内容になります。

次に、第12条の2以降の改正につきましては、字句等の整備でございますので、省略をさせていただきます。次のページにお進みをいただきたいと思います。右から4行目、5行目に条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例ということで、第20条の4、この部分につきましては、租税条約実施特例法第3条の2の2が新たに創設されたことに伴いまして、我が国の居住者等が条約相手国との間で課税上の異なる扱いを今回の改正で、所得税と住民税との配分等に関する規定を新たに整備するという部分が、この4行目、5行目からずっと最後までつながっている文章の内容になっております。

少し進んでいただきまして、附則としまして、施行期日、第1条、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

町民税に関する経過措置としまして、第2条、改正後の邑楽町税条例第24条第2項及び附則第5条第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成17年度までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとさせていただきます。

次に、平成18年度分の個人の町民税に係る申告書の提出期限の特例ということで、第2項、次のページになります。平成18年度分の個人の町民税に限り、平成18年4月1日の前日において改正前の邑楽町税条例第24条第2項の規定に該当するものであり、かつ、当該年度分の旧条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第36条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とするということとさせていただきます。

次に、第3項ですけれども、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の町民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の町民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の町民税、施行期日前に終了した連結事業年度分の法人の町民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の町民税については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置、第3条といたしまして、別段の定めのある場合を除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第4 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて



○中川健治議長 日程第4、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部が改正され、平成18年4月1日から施行されることに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分を行った次第であります。

なお、詳細につきましては、税務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 議案第36号 専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどのページの次に邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例があるかと思しますので、そちらの方をお開きいただきたいと思います。

邑楽町都市計画税条例（昭和52年邑楽町条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の改正ですけれども、先ほど邑楽町税条例の中で固定資産税に関する部分の補足説明をさせてもらいましたが、内容的には、その部分と全く変わっておりません。

まず、附則第2項の改正につきまして、第2項ですけれども、宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の都市計画税の額はということでございます。前年度の課税標準額に本年度の評価額に100分の5、5%を加算したものを新たな都市計画税の課税の基礎にしますという改正内容になっています。

次に、第3項の改正でございます。前項の規定の適用を受ける云々ということで、文章の途中に住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額というような表記になっているかと思います。住宅用地が評価額の80%を上回る場合、商業地等が評価額の60%を上回る場合におきましては、それぞれ80%、60%相当額を都市計画税の課税標準額とするという改正の内容になっております。

次のページに進んでいただきまして、第4項の改正でございます。この部分ですね、宅地等調整都市計画税に10分の2を乗じて得た額というような表記になっているかと思います。いわゆる10分の2、20%を下回る場合につきましては、評価額の20%を都市計画税の課税標準とする改正内容でございます。

次に、第5項としまして、住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係るというような表記になっているかと思います。この部分につきましては、負担水準80%以上

の部分につきましては、前年度の課税標準額を据え置くという改正の内容になります。

次に、附則第12項からしばらく飛んでいただきまして、次のところまで、上位法であります地方税法等の改正等に伴いまして、字句ですとか、項ずれ等の整備の部分でございます。

次のページで、附則第5項の次に次の2項を加えるという改正内容ですけれども、この部分につきましては、商業地等のうち負担水準が0.6以上0.7以下のものに係るというような表記になっているかと思いますが、この部分につきましては、先ほども説明したとおり60%以上70%以下の部分につきましては、前年度の課税標準額を都市計画の課税標準として据え置きますという改正の内容になります。

次に、第7項の改正でございますが、商業地等のうち負担水準が0.7を超えるものというような表記になっております。この部分につきましては、新しい評価額の70%を都市計画税の課税標準とするという改正の内容になります。

附則といたしまして、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第2項としまして、この条例による改正後の邑楽町都市計画税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第5 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

○中川健治議長 日程第5、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部が改正され、平成18年4月1日から施行されることに伴い、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分を行った次第であります。

なお、詳細につきましては、税務課長をして説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 議案第37号 専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどの続きのページをごらんいただきたいと思います。邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

邑楽町国民健康保険税条例（昭和34年邑楽町条例第10号）の一部を次のように改正する。

まず、第2条、それから次の第11条中「8万円」を「9万円」に改める部分につきましては、介護納付金限度額の引き上げに伴う改正でございます。

次に、附則第3項の次に次の4項を加える規定がございます。4項の部分です。平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例ということで、新たに追加される項目でございますが、年齢65歳以上の公的年金等受給者につきましては、公的年金等控除額が「140万円」から「120万円」に引き下げになりました。したがって、負担を軽減するために新たにこの項目が設けられたものということになります。4項の改正につきましては、公的年金等控除額の控除を受けている場合において、軽減判定所得を算出する際に公的年金等特別控除として総所得金額から一番後ろの方にあると思うのですが、28万円を控除した金額によるものとするということになります。

次に、第5項の改正につきましては、平成19年度分の国民健康保険税に限りということなのですが、これも同じように平成19年度の国民健康保険税について、特定公的年金控除額の控除を受けた場合において、軽減判定所得を算出する際、公的年金等特別控除として総所得金額から22万円、一番最後の方になるかと思いますが、22万円を控除した額によるものとするということになります。

次に、第6項の改正でございますが、この部分につきましては、平成18年度に係る国民健康保険税の所得割の算定の特例を規定したものでございます。平成18年度の国民健康保険税に係る所得割額の算定基礎を算出する上で、特定公的年金等控除額の控除を受けている場合に公的年金等特別控除として総所得金額から、一番最後の方になると思うのですが、計算した金額から13万円を

控除しようとするものでございます。

それから、第7項の改正につきましては、平成19年度における国民健康保険税に係る所得割の算定の特例でございます。同じように特定公的年金等控除額の控除を受けた場合、公的年金等を特別控除として総所得金額から平成19年度に限っては、一番最後の方にあると思いますが、7万円を控除した金額とするという改正の内容でございます。

次に、16、17、新たに条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例ということで、先ほども税条例の改正の中で説明しましたけれども、我が国の居住者等が条約相手国との間で、課税上の取り扱いの異なる部分で配当利子等を受けた場合における所得税と住民税の配分等に関する規定を新たに整備したものでございます。

もう一枚めくっていただきまして、次のページでございますが、附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、平成18年4月1日から施行する。

適用区分、第2項、改正後の邑楽町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎日程第6 議案第38号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議  
について

○中川健治議長 日程第6、議案第38号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第38号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

市町村合併の進展に伴い、群馬県市町村会館管理組合構成団体の変更と議会の組織及び選挙の方法を見直す必要が生じたため、規約の変更をいたしたく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 群馬県市町村会館管理組合規約の一部改正についての補足説明を申し上げます。

規約変更の中身につきましては、第2条というところで、構成市町村の組織を規定するものでありますが、市町村合併等に伴いまして、市の中に1市ふえるということで、みどり市がふえます。それと、市町村合併に伴って郡部の中における山田郡、新田郡の廃止ということが生じたので、それらを整理したものでございます。

次の第5条におきましては、それらの構成市町村の変化に伴っての組合議員の選出方法を規定したものでございますが、市長職にある者12名、そのほか町村長の職にある者においては、群馬県町村会が推薦する者10名という規定の変更でございます。

第3項においては、組合議員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するという規定でございますが、従来の規定内容でございますと、組合議員の市長職におきましては、そのまま組合議員ということですが、町村長にあっては町村長の互選によるということで、選挙規程がございました。しかし、これらの選挙規程を新たな規定の中では、群馬県町村会が推薦する者ということで、選挙規程が廃される規定内容となっておりますので、第4項における組合議員の選挙を行う規定を削除するものでございます。

第6条においては、議員の任期を規定したものでございますが、任期等については、同じく2年ということで、変更はございません。ただ、選挙がございませんので、速やかに補充されるものであります。また、補欠の選挙というものが、従来の規定でございますとありましたが、選挙をしないで、町村会の推薦によるということで、第7条が削除ということになりますので、それらに基づいて内容を整理したものが、第6条第1項中「の互選による」云々からが、それらの規定の整理ということでございます。

表の中身につきましては、11市が12市になったということで、整理をするものであります。それらがずっと最後の方の同表新田郡の項及び山田郡の項を削るまでで整理をしますと、郡部について

は、町村は10ということでの整理になっております。

それと、それらの町村における選挙区ということでの規定が別表2に規定されておりましたが、これが不要となりますので、削除するものであります。

附則においては、この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

第2項において、経過措置でございますが、これらの新规定が施行になった場合においては、第6条第1項の規定で、組合議員等の任期が決められておりますけれども、施行日をもってその職を失い、新たに組合議員としての任期が始まるということでございます。

なお、第3項においては、組合議員の任期について規定してございますが、2年ということでの規定でございますけれども、改正後の規約が施行されるについては、最初の任期を平成20年3月31日までとするという経過措置等を規定した内容でございます。

以上です。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第38号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第39号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約  
に関する協議について

○中川健治議長 日程第7、議案第39号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第39号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年4月1日に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害程度区分認定の審査判定業務を行うための機関として障害程度区分認定審査会を館林市外五町が共同して設置するため、地方自治法第252条の7第1項の規定により、共同設置に関する規約を制定するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、福祉課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 議案第39号に添付されております館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約の概要につきまして、ご説明をいたします。

規約に規定された内容につきましては、館林市外五町で協議をした中で同一の内容によって、それぞれの議会に提案されるものであります。

条文は、地方自治法第252条の8の規定により、共同設置に関する規約の中に定めなければならない事項等を規定するもので、第1条から第12条までで構成されております。

第1条は、共同設置する市町について定めるものでございます。館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町は、共同して障害者自立支援法による障害程度区分認定審査会を設置するものでございます。

第2条は、審査会の名称を定めるものでございます。審査会は、館林市外五町障害程度区分認定審査会と称するというものでございます。

第3条は、審査会の執務場所を館林市役所内と定めるものでございます。

第4条は、審査会委員の選任方法について定めるものでございます。審査会の委員は、関係市町の長が協議をして定める。候補者について、館林市長が選任するものでございます。第2項は、委員に欠員を生じたときの手続について定めるものでございます。第3項は、委員の定数は24人と定めるものでございます。

第5条は、審査会の事務を補助する職員の定数等は、関係市町の長が協議をして定める規定でございます。

第6条は、審査会の運営に要する負担金について定めるものでございます。関係市町の長が協議により決定した負担金を館林市に交付するものですが、負担金は均等割、件数割によって定めていくこととなります。

第7条は、審査会の経費は、館林市の一般会計予算とする旨を定めるものでございます。

第8条は、審査会に関する決算を館林市議会の認定に付し、関係町の長に報告する旨を定めるものでございます。

第9条は、審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則等については、関係市町で相互に調整する旨を定めるものでございます。

第10条は、委員の報酬、費用弁償に関する規定でございます。委員の報酬、費用弁償の額や支給の方法などにつきましては、館林市の条例、規則等により支給規定を定めて運用するというものでございます。

第11条は、委員の退職についての取り扱いについて定めるものでございます。

第12条は、規約に規定された以外の取り扱いについて定めるものでございます。

附則として、規約の施行日に関する規定でございます。公布の日から施行するものでございますが、各議会の審議の結果を受けて、公布日が定められるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第39号 館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

◎町長のあいさつ

○中川健治議長 以上をもちまして臨時会の日程は終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありましたので、許可します。

久保田町長。

○久保田文芳町長 平成18年第1回邑楽町議会臨時会閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

専決処分の承認を求めることについてから群馬県市町村会館管理組合の規約変更について、館林市外五町障害程度区分認定審査会共同設置規約についてまで、すべての議案を承認、可決いただきまして、大変ありがとうございました。

また、お手元に配付してあります新聞のコピーでありますけれども、一つご報告をさせていただ



きたいと思います。最近は、安心、安全、また国民保護法等が制定される中、安全という言葉が、そこかしこにあるわけではありますが、そういった中、昨日、コーエィ株式会社と災害時にレンタル機材の供給をしていただけるということの協定を結びました。災害時に当たりましては、レンタル機材を邑楽町の方にいろいろと貸していただけるということでもあります。大変ありがたいということでもありますので、協定を結ばせていただいたわけでもあります。ご報告をさせていただきたいと思っています。

本日は、臨時会に当たりまして、各議員の皆様におかれましては、大変お世話になりました。一言でありますけれども、御礼にかえさせていただきたいと思います。お世話になりました。

---

#### ◎閉会の宣告

○中川健治議長 これをもちまして平成18年第1回邑楽町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

〔午前10時47分 閉会〕